

議案第 2 4 号

羽生市子ども医療費支給に関する条例及び羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(羽生市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市子ども医療費支給に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(受給資格の登録等) 第 5 条 (略) 2・3 (略) 4 受給資格者は、 <u>その子どもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等によりその子どもが被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。</u>	(受給資格の登録等) 第 5 条 (略) 2・3 (略) 4 受給資格者は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等に <u>被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証</u> を提示しなければならない。

(羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては

「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(受給者証の提示) 第 8 条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、 <u>医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</u>	(受給者証の提示) 第 8 条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、 <u>被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証を提示しなければならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明